

農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦および公募を行います

現在の委員の任期が令和2年7月19日で満了となることから、新たに農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦および公募を行います。

◆応募期間 3月12日(木)～4月8日(水)

◆募集人数 ①農業委員 14人

②農地利用最適化推進委員 10人(大石田・横山地区5人、亀井田地区5人)

※農業委員の担当区域は設定しません。

◆委員の任期 令和2年7月20日から3年間

◆応募の手続き (詳しくは町公式ホームページをご覧ください。)

応募用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送で、大石田町農業委員会事務局へ提出してください。また、応募用紙は次のいずれかの方法により取得してください。

①大石田町農業委員会事務局で直接受け取る。

②町公式ホームページから取得する。※A4普通紙に印刷してください。(感熱紙は不可)

◆その他 ・農業委員と農地利用最適化推進委員の兼職はできません。

・中間経過と結果については、候補者の住所・連絡先・生年月日以外を町公式ホームページで公表します。



■お問い合わせ先 大石田町農業委員会事務局 Tel.35-2111(内線151)

3月の主な行事予定

日	行事予定
2月	母子健康手帳交付/午後1時30分/役場相談室
3(火)	第1回町議会定例会(～12日まで)/議場ほか
8(日)	消防団出初式/午前10時～午前11時/本町・四日町地内
11(水)	心配ごと相談/午後1時30分～午後4時/社会福祉協議会 行政相談/午後1時30分～午後3時30分/虹のプラザ小会議室
12(木)	年金相談/午前10時～午後3時/役場101会議室 新庄年金事務所へ事前予約が必要です。Tel.0233-22-2050
16(月)	大石田中学校卒業式/大石田中学校 母子健康手帳交付/午後1時30分/役場相談室
18(水)	町内小学校卒業式/各小学校
19(木)	献血(大石田ライオンズクラブと共催)/午前9時30分～午後4時/虹のプラザエントランス
25(水)	農業委員会総会/午前10時/役場大会議室 無料法律相談(要予約)/午後1時30分～午後4時/社会福祉協議会

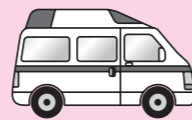
※都合により日程が変わる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

死亡事故ゼロ1491日目

(2月15日現在)

大石田町の事故発生状況

(令和2年1月1日～2月15日)



●発生件数 1件 (±0件)

●負傷者数 1人 (+1人)

●死亡者数 0人 (±0人)

※()は前年比

ご存じですか「夜間走行中は上向きライトが基本」
上向きライトは下向きの2倍以上先まで照らします。

毎月1日は「大石田町交通安全行動の日」

日曜・休日急患の当番医

日	当番医院名	電話
1日(日)	吾妻クリニック	(35)2021
8日(日)	清治医院	(23)2125
15日(日)	伊藤クリニック	(23)3350
20日(金)	神林内科小児科医院	(35)2202
22日(日)	尾花沢市中央診療所	(23)2010
29日(日)	尾花沢病院	(23)3637

家族の健康管理に気をつけて

しっかり積み立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を

農業者年金に加入しましょう!

◆農業に従事されている方は誰でも加入できます

次の3つの要件に該当していれば農業者年金に加入することができます。

①年間60日以上農業に従事していること。

②国民年金第1号被保険者であること(保険料納付免除者は除く)。

③20歳以上60歳未満であること。



◆少子高齢化時代に強く安定した年金です

自分が納めた保険料と運用益を将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。

◆保険料の額は自由に決められます

月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。経営状況や老後設計に応じて、いつでも変更できます。

◆終身年金で80歳まで保証付きです

生涯受け取ることができる終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

◆社会保険料控除による節税効果が期待できます

加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較

(例) 課税所得が150万円(所得税・復興特別所得税5.1%、個人住民税10%)の場合の税額
(農業者年金の保険料を月額4万円(年額48万円)納めた場合)

未加入…(150万円×5.1%) + (150万円×10%) = 226,500円

加入…((150万円-48万円)×5.1%) + ((150万円-48万円)×10%) = 154,020円

〈差額〉
72,480円の節税に!

◆農業の担い手には保険料の国庫補助があります

以下の3つの要件を満たしている方は保険料の国庫補助を受けることができます。

①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。

②必要経費などを控除したあとの農業所得(配偶者・後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下であること。

③次の表の必要な要件に該当すること。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—